

(案)

平成 23 年度末に中期目標期間が終了する
独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に
関する勧告の方向性について

平成 23 年 12 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

「平成 23 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び「平成 22 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」の取りまとめに当たって（案）

平成 23 年 12 月 9 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素之

1 . 本日、当委員会は、平成 23 年度末に中期目標期間が終了する 9 の独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性を各主務大臣に対し指摘するとともに、平成 22 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見を、各府省の独立行政法人評価委員会等に通知しました。

2 . 今回、当委員会は、対象 9 法人の主要な事務・事業についての徹底的な見直し及び平成 22 年度における業務の実績に関する評価結果等に対する政府横断的な評価を行いました。

その結果、今回の「勧告の方向性」では、

- ・原子力施設の中立・公正な検査を確保し、国民の信頼を回復するため、法人の組織風土の刷新はもとより人材構成を含む業務全体の抜本的な見直し（原子力安全基盤機構）
- ・ODA 事業について、現場主義の強化による、開発途上国の真のニーズを踏まえた効果的・効率的な実施（国際協力機構）
- ・競争的資金等による研究成果の企業化等を通じた国民生活への還元の見直し（科学技術振興機構）

など、それぞれの事務・事業の見直しについて具体的な指摘をしております。

当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重され、適切な見直しが行われることによって、各法人の適正、効果的かつ効率的な運営に大きく寄与するものと確信しております。

3 . また、二次評価意見については、内部統制の充実・強化に向けた取組の促進などについての指摘を行うとともに、評定の理由の明確化等の指摘を行っています。当委員会としては、各府省の評価委員会において、今般の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待します。

4．もとより、独立行政法人の適正、効果的かつ効率的な運営には、主務大臣並びに主務省の評価委員会及び担当部局の努力とともに、独立行政法人自らの努力が不可欠です。すなわち、積極的なマネジメント改革に取り組むとともに、現場の職員一人一人が自発的に意識改革を行い、業務の改善を積み上げることにより、トップダウンの改革とボトムアップの改善とがあいまって、法人のパフォーマンスが更に向上されることを期待します。

5．また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から約9か月。我が国は、震災の教訓を踏まえつつ、国の総力を挙げて、震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組を進めています。

多くの独立行政法人においても、被災者支援等国民生活のための対応を行ったほか、大きな被害を受けた法人も業務の停滞を最小限に留めるべく対応しています。また、3月11日以降、ほとんどの独立行政法人が、各行政分野で、それぞれのミッションに則して復旧・復興に対応し、国全体の取組に貢献しています。

今後とも、法人の長のトップマネジメントの下でのこうした積極的な取組を期待します。

6．最後に、行政刷新会議における独立行政法人の組織・制度の抜本的な見直しに関しては、法人の事務・事業の特性に応じた類型毎のガバナンスの構築、実効性・中立性を確保した目標・評価の仕組みの構築、法人の組織・財政規律の整備・充実、国民への説明責任の徹底等について、当委員会とも問題意識を共有するものです。国の政策の実施に不可欠な公法人として国民の十分な信頼を得られ、真に実効的に機能し、法人のパフォーマンスの更なる向上に結び付く制度が確立されることを期待します。

当委員会としては、引き続き現行制度下における中立・公正・客観性を担保する第三者機関としての機能に鑑み、適切に独立行政法人評価の活動を行うとともに、これまで10余年の経験も踏まえ、新たな公法人の評価制度の設計及び運用の検討にも寄与してまいり所存でありますので、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

目 次

平成 23 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（案）

総務省	1
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	3
外務省	7
独立行政法人国際協力機構	9
独立行政法人国際交流基金	15
財務省	21
独立行政法人住宅金融支援機構	23
文部科学省	27
独立行政法人科学技術振興機構	29
厚生労働省	33
独立行政法人労働政策研究・研修機構	35
経済産業省	39
独立行政法人日本貿易保険	41
独立行政法人原子力安全基盤機構	43
国土交通省	51
独立行政法人自動車事故対策機構	53
独立行政法人住宅金融支援機構	57

省 務 總

(案)

政 委 第 号
平成 23 年 12 月 日

総 務 大 臣

川 端 達 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、この勧告の方向性は、現行の独立行政法人制度を前提としています。行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、勧告の方向性の趣旨をいかしつつ、当該見直しに対応していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の主要な事務及び 事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「郵貯・簡保機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

なお、この勧告の方向性は、現行制度が維持される場合を前提としたものであり、今後、郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第1号）が成立した場合における、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の減少の状況その他の状況を勘案し、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」ことを前提としたものではない。

第1 事務及び事業の見直し

1 実地監査業務の見直し

郵貯・簡保機構の承継した郵便貯金及び簡易生命保険を取り扱う事業所に対して、郵貯・簡保機構が実地監査を網羅的に行うことは実態上難しい状況を踏まえ、監査業務を効果的かつ効率的に実施するため、業務委託先及び再委託先の内部統制機能を活用して、各組織で実施する内部監査の結果の利用を進めるなど、監査業務の充実を図るものとする。

また、監査業務の実施に当たっては、効率的な実施に留意し、全体の経費の増大を招かないものとする。

2 広報活動の見直し

郵便貯金及び簡易生命保険の早期受取を勧奨するための広報活動については、ウェブによる認知度のアンケート調査により効果を検証しているが、ウェブを利用できない環境にある者も考慮し、実際に窓口において権利行使をした者に対する実態調査などにより費用対効果を十分検証し、より効果的かつ効率的な広報を実施するものとする。

また、広報活動の実施に当たっては、効率的な実施に留意し、全体の経費の増大を招かないものとする。

第2 業務実施体制の見直し

郵貯・簡保機構の承継した郵便貯金残高及び簡易生命保険契約件数が、郵貯・簡保機構設立当初に比べて年々減少し、今後も更なる減少が見込まれていること、国際ボランティア貯金寄附金配分事業が次期中期目標期間中に配分を完了することが見込まれていることを踏まえ、適切かつ効率的に業務を実施するため、業務量に応じて組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費の削減を進めるものとする。

また、その際、部の統合についても検討するものとする。

第3 積立金の処理に関する見直し

郵貯・簡保機構の積立金については、郵便貯金の権利消滅金及び簡易生命保険の時効完成益が大宗を占め、平成22年度の当期純利益と積立金の合計額は、郵便貯金勘定で約295億円、簡易生命保険勘定で約311億円となっている。

当該積立金は郵貯・簡保機構の経営努力により生じたものではなく、その大宗は、預金者や契約者に払い戻すべき債務から生じた郵便貯金の権利消滅金及び簡易生命保険の時効完成益であり、全ての額が郵貯・簡保機構が将来に渡り業務を確実に実施する上で必要な資金であるとまでは認め難いことから、積立金については、郵貯・簡保機構の解散、新組織への権利義務承継の動向にも留意し、国の財政事情も踏まえつつ国庫納付の在り方について検討するものとする。

また、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)第25条の規定に基づく積立金の処分に当たっては、郵貯・簡保機構設立後最初の処分であることから、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出するも

のとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

外 務 省

(案)

政 委 第 号
平成 23 年 12 月 日

外 務 大 臣

玄 葉 光 一 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、この勧告の方向性は、現行の独立行政法人制度を前提としています。行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、勧告の方向性の趣旨をいかしつつ、当該見直しに対応していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人国際協力機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人国際協力機構（以下「国際協力機構」という。）の主要な事務及び事業については、我が国の外交政策上の重要な手段である政府開発援助（ODA）の実施機関であるという特性を十分に踏まえつつ、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

第1 在外機能の強化

技術協力事業、有償資金協力事業及び無償資金協力事業（以下「ODA3事業」という。）等をより戦略的、効果的かつ効率的に実施するためには、開発途上国の真のニーズを的確に把握し、現場の実情を踏まえて迅速に対応することが必要であり、在外機能の一層の強化が求められている。

一方、国際協力機構の国内、在外の定員については、国内定員が在外定員を大幅に上回る状況にある。

このため、次期中期目標期間においては、現地採用職員の活用や国内における在外支援機能の強化等の取組を推進するとともに、総定員や総人件費の増加を招くことなく、着実に国内定員を在外定員にシフトすることにより、在外機能を総合的に強化するものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 ODA3事業の戦略的、効果的かつ効率的な実施

我が国の経済・財政状況が厳しい中、広く国民の理解を得てODA3事業を実施していくためには、戦略的、効果的かつ効率的に事業を実施することが求められている。

他方、会計検査院の決算検査報告で事業効果の発現が不十分な事案も指摘されてい

る。

したがって、次期中期目標期間においては、開発途上国の国や地域における真の援助ニーズに応えるため、要請主義による個別事業の実施ではなく、ODA 3事業を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの強化等により、事業を戦略的、効果的かつ効率的に実施するものとする。その際、事前、中間、事後の評価などPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Act cycle)を着実に推進するとともに、国民への説明責任を果たす観点から、ホームページへの公表等を通じての「ODAの見える化」の充実を図るものとする。

2 海外投融資事業の本格的再開に向けての取組

当該事業については、「「新成長戦略」について」(平成22年6月18日閣議決定)等の既往の政府方針に基づき再開されるものであり、我が国の経済成長を推進していく上での重要なツールの一つである。

したがって、現在実施されているパイロットアプローチで得られた教訓を業務実施体制、リスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で事業を本格的に再開するものとする。

3 ボランティア派遣事業の効果的かつ効率的な実施等

ボランティア派遣事業においては、開発途上国との親善と相互理解の深化、広い国際的視野の涵養と経験の社会還元という目的達成とともに、開発途上国の真の援助ニーズに応え、課題解決に最大限資することが重要である。

このような観点から、ボランティア派遣事業の実施に当たっては、同事業を含むODA 3事業等がそれぞれを補完しあい事業間相互の相乗効果を最大限高めていくよう努め、効果的かつ効率的に実施するものとする。

また、ボランティア派遣事業の派遣隊員に支給される各種手当については、引き続き適正化を図るものとする。

4 草の根技術協力事業の効果的な実施

草の根技術協力事業の実施に当たっては、政府間ベースでの要請では汲み取れない開発途上国の住民に近いレベルでの開発課題の解決に資するように、NGO等との連

携を推進し、開発途上国の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施するものとする。

5 海外移住事業の見直し

(1) 日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒の研修の見直し

日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒の研修については、効果的かつ効率的な事業実施の観点から、日本語教師コース（上級2コース）については、独立行政法人国際交流基金に移管し、日系アイデンティティ向上を目的とするコースについては、引き続き国際協力機構で実施するものとする。

なお、国際協力機構で引き続き実施する事業についても、実施状況等を踏まえつつ、独立行政法人国際交流基金と連携を図り、効果的かつ効率的に実施するものとする。

(2) 日系個別研修の見直し

日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況に鑑み、日系社会のニーズ及び外交政策上の重要性を踏まえつつ、事業規模の縮減を行うものとする。

(3) 海外移住者の団体に対する支援事業の見直し

海外移住者の団体に対する支援事業については、助成金交付実績が年々減少している状況等に鑑み、日系社会のニーズ及び外交政策上の重要性を踏まえつつ、役割を終えたと判断される事業は廃止するなど、更なる事業の重点化を行い、効果的かつ効率的に実施するものとする。

6 研究事業の効果的かつ効率的な実施

国際協力機構研究所の行う研究事業については、効果的かつ効率的な事業実施の観点から、引き続き研究成果の国際協力機構の事業での確実な活用及び国際的な援助潮流へ影響を与えるためのプレゼンス向上という目的を達成するための研究領域・研究課題に限定して実施するものとする。

また、研究課題の設定及び研究成果について、国際協力機構の事業及び国際的な援

助潮流への確実な貢献の観点から定期的に検証を行うものとする。

第3 業務実施体制等の見直し

1 本部の組織体制の見直し

開発途上国の真の援助ニーズに迅速かつ的確に対応し、ODA 3事業等を戦略的、効果的かつ効率的に実施するためには、柔軟かつ機動的な組織体制の構築が必要である。

このような観点から、次期中期目標期間中には、31 部局所 145 課（平成 23 年 4 月現在）の本部組織体制について、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、その大括り化などにより、スリム化するものとする。

2 各国際センター等の見直し

各国際センター等の国内拠点については、引き続き基本方針に基づく取組を着実に進め、

札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整の上で統合を検討していく

東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ、統合について検討していく

ものとし、大阪国際センター及び兵庫国際センターの統合並びに広尾センターの機能移転等に伴う国内体制の見直しの進捗に合わせて、自治体等とも協議の上、次期中期目標期間中に一定の結論を得るものとする。

また、各国内拠点の国際協力の結節点としての機能・役割、利用状況、運営コスト等を考慮した上で、業務実施体制の見直しを行い、効果的かつ効率的な業務運営を推進するものとする。

3 海外事務所の見直し

国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所については、基本方針に基づき、関係する外務省、経済産業省及び国土交通省において、これら 4 独立行政法人の海外事務所の

共用化促進に向けた連絡会の開催等を行っている。

一方、これら4独立行政法人の海外事務所においては、在外公館が中心となり定期的な会合が行われているものの、海外事務所の共用化促進に特化した仕組みは構築されていない。

したがって、海外事務所の共用化を促進するため、海外事務所の共用化促進のための連絡会を海外において設置する等の仕組みを構築の上、共用化に向けた積極的な検討を行うものとする。その際、利用者の利便性向上の観点から、海外事務所と同じ国・地域に所在する独立行政法人以外の機関の事務所との共用化等、当該機関との連携についても検討するものとする。

4 在勤手当等の見直し

基本方針に基づく在勤手当の見直しに当たっては、国民の厳しい視線を踏まえ、総人件費の削減に配慮しつつ、適正かつ厳格な見直しを行い、当該見直しに関して次期中期目標・中期計画に的確に反映させるものとする。

また、当該見直しに併せて、専門家、企画調査員、在外健康管理員等の国際協力機構職員以外の在勤手当等についても、適正かつ厳格な見直しを行い、当該見直しに関して次期中期目標・中期計画に的確に反映させるものとする。

5 運営費交付金債務残高に関する報告状況の改善

国際協力機構においては、年度をまたいだ事業を多数実施している、緊急援助等一定の金額の維持が必要な事業を抱えている、実施事業が治安状況の悪化や相手国側機関の都合により計画変更等を余儀なくされることがある等の理由により、現行中期目標期間中、毎年度、運営費交付金債務残高が発生し、平成22年度末現在の同残高は約310億円となっている。同残高の発生理由については、財務諸表等に記載があるものの、事業の遅延によるものか否かなど具体的な発生理由や今後の対応等について、必ずしも十分に明らかになっていない。

次期中期目標期間中においては、国民への説明責任を果たす観点から、同残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、財務諸表、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにするものとする。

第4 保有資産の見直し

国際協力機構が保有する竹橋合同ビルの区分所有部分については、現在の使用状況は有効な活用とは言えないことから、有効な利活用方策を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には処分するものとする。

第5 定量的かつ具体的な目標設定

国際協力機構の現行中期目標・中期計画においては、定量的かつ具体的な目標設定がほとんどみられない状況にある。

このため 人材養成・確保事業、 各国際センター等で実施する国民等の協力活動等の事業（国内拠点の利用者数）など、国際協力機構の実施する事業について、業務の質の向上及び的確な業務実績評価を行う観点から、現行中期目標期間中の業務実績等を踏まえ、次期中期目標・中期計画・年度計画等に、各事業の特性に応じて、可能な限り定量的かつ具体的な目標を設定するものとする。

なお、定性的な目標設定とせざるを得ない場合であっても、目標の達成度について第三者が検証可能なものとなるように努めるものとする。

第6 業務全般に関する見直し

上記第1から第5に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

独立行政法人国際交流基金の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人国際交流基金（以下「交流基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 フィルムライブラリー充実（本部）事業の効率的・効果的实施

日本文化を紹介し、映画を通じた文化交流の促進を目的に海外で映画上映を行うフィルムライブラリー充実（本部）事業については、会計検査院の平成20年度決算検査報告において、利用が低調であるため、効率的かつ効果的なものとするよう指摘を受けたことを踏まえ、上映回数の少ない作品を含めパッケージ化して上映するなどとともに、送料及び保管料を削減する観点から、作品の新規購入に当たっては、可能な限りDVD素材を調達するものとする。

2 日本語能力試験の収支の安定等

日本語能力試験の実施に当たっては、海外の日本語学習環境の整備を図りつつ、収支を安定させ、併せて、自己収入の拡大を図るため、受験料による現地機関収入のみでの支弁の徹底、現地収支剰余金の交流基金への還元促進、適切な受益者負担の観点からの現地の情勢も踏まえた適切な受験料設定を行うものとする。

3 独立行政法人国際協力機構から移管される日本語研修の効率的実施

基本方針に基づき独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）から交流基金に移管される日本語教師を対象とする研修事業の実施に当たっては、既存の日本

語国際センターの講師等の人的資源、宿泊施設等の物的資源を活用すること等により、効率的に実施するものとし、経費を削減するものとする。

4 情報ライブラリーの利用者増大等

交流基金の本部に設置されている情報ライブラリーについては、基本方針に基づき、利用者の増加に向けた計画を策定の上、開館曜日・時間の変更、蔵書を活用した展覧会の開催等を行っている。

情報ライブラリーについては、これらの取組を始めとして、レファランズ対応の強化等、利用者数を増加させるための工夫を継続するものとする。

また、海外事務所に設置されている図書館（以下「海外図書館」という。）については、利用者の少ないものや利用者数が減少しているものがみられることから、利用者数の増加、効果的な運営及び利用者の利便性向上の観点から、利用者数が増加している海外図書館における開館日数の増加等の取組も視野に入れるとともに、日本語講座受講者の海外図書館利用拡大や積極的な広報等、経費の増大を招かない形での取組を行うものとする。

第2 関係機関との連携確保等

交流基金においては、文化芸術交流、日本語教育等、各種の事業を実施している。

交流基金では、個別の事業の実施に際し、文化庁との間で、調整等のため、定期的に協議を実施しており、外務省と文化庁との間においても定期的に協議が行われている。例えば、海外の文化財の保存、修復等に係る支援のように、「文化遺産国際協力コンソーシアム」の構成メンバーとして、文化庁、外務省等の府省庁、独立行政法人、大学、民間助成団体等と連携・協力して同様の事業を実施しているものもみられる。

しかしながら、文化交流等に係る事業を実施している機関全体として、調整・連携を図る仕組みは構築されていない。

事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するため、関係する機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整・連携の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関の協力のもと、外務省及び交流基金が中心となり、連絡会を設置する等、関係する機関全体として協力・連携を確保・強化するための仕組みを構築するものとする。

また、公募型の助成事業の中には、実績が減少しているものや特定の政策上の必要性に基づき実施されているものがみられることから、上記の協力・連携の見直しに併せ、交流基金が実施している個々の事業について、事業環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえつつ、廃止や他機関への移管も含め、不断の見直しを行うものとする。

第3 業務実施体制等の見直し

1 組織の再編及び人員配置の適正化

交流基金については、国内における文化芸術交流事業の原則廃止等、基本方針に基づき、複数の事業が廃止等されている一方、政策的要請に基づくEPA（経済連携協定）に関わる日本語研修事業の充実が求められている。

交流基金の組織及び人員については、当該充実する事業に必要な人員を確保しつつ、廃止等されている事業に加え、第2の見直し結果も踏まえ、不断に、総人件費削減に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図るものとする。

2 京都支部の見直し

京都支部においては、文化人、フェロー等の招へい者に対する便宜供与等の業務を行っている。

京都支部の業務運営の合理化の観点から、内部統制に留意しつつ、原則として、退職職員を嘱託職員として雇用し支部長へ任用する、大阪府や奈良県に滞在しているフェローに対する支援等については、当該フェローの利便性に配慮しつつ、大阪府に設置されている関西国際センターと連携して実施する等の措置を講ずるものとする。

3 在勤手当の見直し

在勤手当については、交流基金において、基本方針に基づき、外部有識者による検証、在外給与水準の調査等を踏まえた見直しを行っているところである。

総人件費削減の観点から、当該見直しに関して次期中期目標・中期計画に的確に反映させるものとする。

また、当該見直しに併せ、海外運営専門員、日本語専門家等の交流基金職員以外の在勤手当についても見直しを行い、次期中期目標・中期計画に的確に反映させるものとする。

4 海外現地情勢の的確な把握等

交流基金においては、毎年度、現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延・中止が発生している。

交流基金では、当該現地情勢の悪化等により事業の実施が不可能となった場合には、別の事業を他の国・地域において実施しているものもみられるが、当該別の事業の実施は、準備期間が短い場合等においては、実施効果の面において十分な効果を上げられないことも考えられる。

適正な予算執行及び効果的な事業実施の観点から、在外公館や交流基金の海外事務所の情報収集機能を活用することにより、海外現地情勢の悪化等の変化について、的確な予測を行うものとする。

また、交流基金では、保有する外貨建債券に係る為替評価損が生じ、欠損金が発生している。

外貨建債券の運用・監理については、交流基金の資金運用諮問委員会及び外務省独立行政法人評価委員会における点検や検討の結果を踏まえ、欠損金の発生を抑制し、法人財政を健全化するために必要な措置を講ずるものとする。

第4 海外事務所の見直し

交流基金、JICA、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所については、基本方針に基づき、関係する外務省、経済産業省及び国土交通省において、これら4独立行政法人の海外事務所の共用化促進に向けた連絡会の開催等を行っている。

一方、これら4独立行政法人の海外事務所においては、在外公館が中心となり定期的な会合が行われているものの、海外事務所の共用化促進に特化した仕組みは構築されていない。

海外事務所の共用化を促進するため、海外事務所の共用化促進のための連絡会を海外において設置する等の仕組みを構築の上、共用化に向けた積極的な検討を行うものとする。その際、利用者の利便性向上の観点から、海外事務所と同じ国・地域に所在する独立行政法人以外の機関の事務所との共用化等、当該機関との連携についても検討するものとする。

第5 定量的な目標設定

交流基金の現行中期計画においては、アンケート回答者からの有意義であったとの回答割合、日本語能力試験の年間平均受験者数、ウェブサイトへのアクセス件数等について定量的目標を設定しているが、設定している定量的目標の全てについて、実績が目標を大きく上回っている。

業務の質の向上及び的確な業務実績評価の実施の観点から、次期中期目標・中期計画においては、可能な限り定量的目標を設定するとともに、定量的目標を設定するものについては、現行中期目標期間における実績を踏まえた目標を設定するものとする。また、併せて、個々の事業の到達目標を明確にするものとする。

第6 業務全般に関する見直し

上記第1から第5に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

財 務 省

(案)

政 委 第 号
平成 23 年 12 月 日

財 務 大 臣
安 住 淳 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人住宅金融支援機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、この勧告の方向性は、現行の独立行政法人制度を前提としています。行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、勧告の方向性の趣旨をいかしつつ、当該見直しに対応していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人住宅金融支援機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性（案）

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 証券化支援業務

機構の主要業務である証券化支援業務については、繰越欠損金が発生している状況にあることから、引き続き、業務改善に努める必要がある。その際、証券化支援業務の対象となる住宅ローンの金利構成要素のうち、機構の経費相当額の金利部分については、業務に係る経費率が低下しているにもかかわらず、機構発足後変更が行われていないことから、証券化支援事業の経営状況を勘案しつつ、機構の自主的な取組として、優良な住宅ストックの形成に資するよう、機構の経費相当額の金利の引下げの検討を含め商品の見直し等を行うものとする。

2 住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務

基本方針において、住宅融資保険業務については、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等に限り、また、住宅資金貸付業務については、賃貸住宅融資について、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、まちづくり融資に

ついて、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、それぞれ民間による代替が可能となるまでの措置として行うことなどとされていることから、次期中期目標等において、その業務範囲を具体的に明らかにするとともに、民間の事業者による代替状況を踏まえ、機構の業務の見直しの検討を行うことを明記するものとする。

3 繰越欠損金の解消

既往債権管理勘定以外の勘定全体(保証協会承継業務経理を除く。)の繰越欠損金の解消については、第2期中期目標期間の最終年度までにその解消を目指すというこれまでの方針に従い処理を一層推進するものとする。このため、繰越欠損金の発生要因等を分析した上で、次期中期目標等において、具体的な処理方策及びスケジュール等を明記するものとする。また、既往債権管理勘定についてもその解消に向けて債権管理・回収を的確に行うものとする。

第2 内部組織等の見直し

1 内部組織の統廃合

住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち基本方針において廃止することとされた業務に係る組織・人員の合理化を進めるものとする。

支店については、機構の主要な業務が直接融資から証券化支援に変更され、支店の業務内容が変化していることから、全国を11ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進めるものとする。

2 内部統制の充実・強化

第1期中期目標期間中に収賄事件等が発生したことを受けて、機構においては、発生要因と対応策の検討のための第三者を主体とする「職員不祥事再発防止検討委員会」を設け、今後の内部統制の取組方法等について検討し、結果報告が行われたところである。また、会計検査院からバリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付け審査について指摘を受けているところでもある(平成22年度決算検査報告)。

したがって、次期中期目標等においては、職員不祥事再発防止検討委員会の結果報

告等を踏まえた内部統制システムについてP D C Aサイクル（Plan-Do-Check-Act cycle）を確立し、その具体的な取組を明記するものとする。

また、あわせて、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

文 部 科 学 省

(案)

政 委 第 号
平成 23 年 12 月 日

文 部 科 学 大 臣
中 川 正 春 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人科学技術振興機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、この勧告の方向性は、現行の独立行政法人制度を前提としております。行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、勧告の方向性の趣旨をいかしつつ、当該見直しに対応していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人科学技術振興機構の主要な事務及び事業の改廃に
関する勧告の方向性（案）

独立行政法人科学技術振興機構（以下「科学技術振興機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 研究成果等の国民生活への還元への明確化

科学技術振興機構の実施している事業については、課題解決のために科学技術を戦略的に活用し、その成果の社会への還元を一層促進するとして「科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）の趣旨を踏まえ事業を再編し展開するに当たり、再編によりこれまで以上に研究等の成果が国民生活へ還元される、あるいは還元されたことが国民に具体的に分かるような形で明らかにするものとする。

2 競争的資金の大括り化に伴う効率化の推進

基本方針で定められた競争的資金の大括り化に当たっては、その目的である事業運営の効率化を図る観点から、審査や研究課題に係る各種業務の事務管理コストの合理化等の効果を具体的に明確にするものとする。

3 競争的資金配分の手続等の更なる透明化の確保

文部科学省が毎年定める新技術の創出に向けた戦略目標を達成するため、年間約500億円の国費が投入されている競争的資金の配分に当たっては、その透明性の一層の確保の観点から、戦略目標達成の成否を左右する研究領域や研究総括等の選定に係る手順、選定の背景等の理由や経緯等を更に具体的に明らかにするとともに、それらの選定が適切であったかどうかの事後評価を厳格に行うものとする。

4 特許の活用の活性化と効率的管理の推進

科学技術振興機構の活動から生じる多くの特許については、有効に活用される特許を増加させることが重要であるが、未利用特許が約90パーセントあることから、戦略的な方針の下、技術移転活動の活性化を推進するとともに、将来の知的財産の活用の可能性及びその困難性を考慮しつつ、出願や審査請求等の際の必要性の検討の厳格化や長期間未利用となっている特許の再評価による削減を計画的かつ継続的に行うことにより、研究成果の活用の促進及び管理の適正化を一層推進するものとする。

5 科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施を踏まえた経営改善計画の策定

基本方針で定められた科学技術文献情報提供事業の平成24年度中の民間事業者によるサービスの実施に当たり、新たな事業スキームの下での着実な収入見込みを踏まえた経営改善計画を策定し、累積欠損金の縮減を計画的に行うものとする。

第2 業務実施体制の見直し

科学技術文献情報提供事業の平成24年度からの民間事業者によるサービスの実施、地域イノベーション創出総合支援事業の25年度末まででの廃止及びこれによる全国19か所に立地するイノベーションプラザ等の廃止並びに研究員の雇用形態を科学技術振興機構の直接雇用から大学や研究機関等への委託に順次変更していることによる管理部門等の関係部門の業務の縮小等に伴う、定年制常勤職員、任期付常勤職員、非常勤職員の計画的合理化を図るものとする。

第3 保有資産の見直し等

保有資産については、不断の見直しが必要であるところ、設置当初に比し職員数が減少している経理や総務等の管理部門が入居している法人本部（埼玉県川口市）や東京都練馬区及び茨城県つくば市の2か所に設置している情報資料館や職員宿舎について、保有の必要性や分散設置の見直しが必要とみられるものがあることから、移転等のトータルコスト等も踏まえつつ事務所等の見直しの徹底を図るものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

厚生労働省

(案)

政 委 第 号
平成 23 年 12 月 日

厚 生 労 働 大 臣
小 宮 山 洋 子 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人労働政策研究・研修機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、この勧告の方向性は、現行の独立行政法人制度を前提としています。行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、勧告の方向性の趣旨をいかしつつ、当該見直しに対応していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人労働政策研究・研修機構の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 調査研究の重点化

機構は、内外の労働に関する事情や労働政策についての総合的な調査研究及びその成果の普及を行うことにより、労働政策の企画・立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与することを目的とした法人であり、調査研究成果を労働政策へ反映することが重要なものとなっている。しかしながら、労働政策への反映状況を測る指標をみると、白書や各種専門図書等への引用件数を指標としており、調査研究成果が、どの程度労働政策の企画・立案・推進に直接的に寄与したかは明らかにされていない。

このため、調査研究成果の労働政策への反映状況を測る指標について、例えば、労働関係法令の改正に活用された件数等、調査研究成果が、どの程度労働政策の企画・立案・推進に直接的に寄与したかを示す、分かりやすい指標を新たに設定し、その結果を国民に公表するものとする。

また、機構における調査研究成果の普及状況についてみると、調査研究成果がどの程度の普及に結び付いたかまでは、把握・分析できていないことから、調査研究成果

ごとの普及状況を客観的に把握するための指標を新たに設定し、その結果を国民に公表するものとする。

さらに、これらの取組を通じて、あらかじめ調査研究テーマごとに具体的な利用目的や上記指標に係る数値目標を設定し、調査研究の事前・中間・事後の各段階における評価基準を明らかにした上で、外部評価委員会の活用によりその達成度を含め厳格に評価するものとする。その際、中間段階で成果が期待できないと評価されたテーマは廃止することなどにより、労働政策の企画・立案に直接貢献する調査研究に一層重点化し、業務の縮減を図っていくものとする。

2 調査員の在り方の見直し

機構では、研究員のほかに、調査員という専門の職種を設け、企業等とのネットワークや信頼関係を活用し、主に内外の労働に関する事情や労働政策についての情報を収集・整理するほか、厚生労働省からの要請に基づく調査や社会経済情勢の変化に柔軟に対応した臨機の調査などの業務を担当させているとしている。

しかしながら、調査員が内外の労働に関する事情や労働政策の情報を取りまとめた成果物には、機構の調査員でなければ得られない情報によりまとめられたとは考えにくいものもみられ、機構に多数の調査員を置いて当該業務を実施させる意義が分かりにくいものとなっている。

このため、研究員と調査員の成果を明確にした上で、調査員の位置付けを改めて検証し、必要性の乏しい業務は廃止するとともに、外部委託や非常勤職員を最大限活用した徹底的な業務の見直しを行い、調査員の担う業務は真に必要なものに厳選し、併せて要員についても適正規模に縮減するものとする。

第2 業務運営体制の見直し

機構の組織体制は、専任職員がいない「課」や集約可能な「部」・「課」を設けている例がみられるなど管理職の割合が高く、効率的な業務運営体制となっていない。

このため、基本方針に基づき、労働行政担当職員研修（労働大学校）が国に移管されることに伴い、間接部門の業務量が削減されることを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、重複業務の一元化及び事務処理の一層の効率化を進めることにより、組織の再編と併せて、職員構成を含め業務量に見合った運営体制の見直しを行うものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

經濟產業省

(案)

政 委 第 号
平成 23 年 12 月 日

経 済 産 業 大 臣
枝 野 幸 男 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人日本貿易保険及び独立行政法人原子力安全基盤機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、この勧告の方向性は、現行の独立行政法人制度を前提としております。行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、勧告の方向性の趣旨をいかしつつ、当該見直しに対応していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人日本貿易保険の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人日本貿易保険の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 特別会計改革への対応

貿易再保険特別会計の廃止に伴う新たな制度を設計するに当たっては、国家戦略上の重要性など国の政策判断を的確に反映させつつ、法人のトップマネジメントの下で行われる専門的なリスク判断が的確に行われる仕組みの在り方について、十分な検討を行うものとする。

2 リスク審査能力の向上

近年、リーマン・ショックや欧州ソブリン問題などの国際金融市場の不安、アラブの春にみられるような政治的リスクなど、様々なリスクが顕在化している。

これらのリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図るものとする。

3 保険金の的確な査定

貿易一般保険の保険金支払に係る査定については、平成23年10月28日付けの会計

検査院長通知により、的確な査定を行うための体制を整備するよう、是正改善を求められている。売買契約書や船荷証券等の写しと請求内容を突合するなど査定していたとしているが、平成18年度から20年度までの3年間に、同一被保険者に保険金を支払った9件について保険の対象である取引の存在が確認できない状態が生じており、このような事態の発生は、保険システムの根幹を揺るがすことにもつながりかねない重大な問題である。

このため、保険金の支払いに関する的確な査定を行う観点から、会計検査院の指摘をも踏まえ、再発防止に向けて必要な措置を講ずるものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

独立行政法人原子力安全基盤機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性（案）

東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「福島原発事故」という。）による甚大な被害に言及するまでもなく、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「JNES」という。）が担う業務の重要性に疑問の余地はない。しかしながら、繰り返される検査ミスをもみても、これまでのJNESは、到底国民の期待に応えてきたとは言い難く、危機意識の欠如・マネジメントの不在など、組織風土に根差した根本的原因に大きな問題があると指摘せざるを得ない。

失墜した国民の信頼を回復し、原子力の安全性を確保するため、JNESの組織風土を刷新し抜本的な意識改革を行うとともに、JNESの主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、この勧告の方向性は、現行の原子力安全規制体制を前提としたものであり、原子力エネルギー政策の見直しや福島原発事故の検証を踏まえた安全規制組織の在り方の検討を必ずしも拘束するものではないが、平成24年末を目途に成案を得るとされる原子力安全規制に関する実施体制・業務の在り方等の検討においても勧告の方向性の趣旨を踏まえた検討が行われることを期待する。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

さらに、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 検査等業務

(1) 抜本の見直し

検査ミス等の事象発生時には、JNESにおいて発生原因の究明と再発防止対策の策定、研修等による検査員への周知とその実行等、各種対策を講じてきたとしているが、今般も重大な検査ミスが発覚している。

JNESのコアミッションである検査等業務に関しては、JNES品質マネジメントシステム(QMS)により品質管理を行ってきたとしているが、度重なる検査ミスの発生は、組織風土・危機意識の欠如のみならず、検査の手法、内部チェックシステムやマネジメントレビューなど様々な問題に起因するものであり、抜本的な見直しが必要不可欠である。

検査等の業務を厳格に行うためには、検査員等が原子力事業者等から独立し、中立性・公正性が確保されていることが不可欠であるが、JNESは、検査員等として原子力事業者等の出身者を多数採用しており、検査の中立性・公正性に疑念が生じている。このため、原子力事業者等からの採用(再雇用を含む。)に依存することがないように体制を構築するため、新規採用者や原子力事業者等以外からの中途採用者の育成に努め、検査等の業務に従事させる原子力事業者等の出身者を極力低減させるとともに、検査対象を、出身元とかかわりのない施設に限るものとし、国民の信頼を確保するための措置を講ずるものとする。

また、検査要領書を事実上検査事業者側に作成させるなどの不透明な関係が国民の信頼を失わせる事態を招いており、抜き打ち検査の強化など検査の在り方を抜本的に見直すものとする。その際、検査等の中立性・公正性に疑念を招くことがないように、検査員等の倫理について厳格な規律を確保するとともに、JNESが行う全ての検査等について、検査の結果や検査での指摘事項、やり取り概要等の情報を開示するものとする。

加えて、JNES内部の検査リスクの品質管理手法に関しては、検査の各段階及び各作業において、品質管理レビューが正常に行われるよう、JNES関係者以外の第三者がJNES検査を監視できるような体制に改めるものとし、現行のJNES内部の業務管理・チェック体制については、ゼロベースでの刷新を行うものとする。

また、JNESによる品質管理手法の見直しのみでは、国民の信頼はあまり回復できないと考えられることから、今後の原子力安全規制に関する実施体制・業務の

在り方等の検討に当たっては、JNESが行う検査等に対し、新たな外部監視体制の構築等、JNESの枠組みを越えた検査等安全規制体制を検討するものとする。

(2) 福井事務所における検査等の見直し

福井事務所については、福井県内に立地する原子力施設の検査等の業務を実施するために配置されており、組織上JNES本部の検査業務部（以下「検査業務部」という。）と一括体制になっているとしているが、検査業務部と福井事務所それぞれ策定されている「品質マネジメント（QM）マニュアル」をみても、同水準とはなっていない。

また、今般発覚した検査ミスは福井事務所が実施した大飯原発3号機の14回定期検査であるが、1年後に実施された15回定期安全管理審査レビューの際には発覚せず、1年半後に行われた同原発4号機の定期安全管理審査レビューの際にミスが発覚したものであり、福井事務所における検査等のマネジメントが的確に機能していないとの疑念が拭えない。

このため、検査業務部による一括体制が適切に機能するように検査等業務のマネジメントの見直しを行うこととし、福井事務所については検査業務部との統合も含めた抜本的な見直しを行うものとする。

2 防災関連業務

(1) 福島原発事故の教訓を踏まえた対応

福島原発事故においては、大熊町に設置されていた緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）が使用できない事態に陥り、このことが福島原発事故に対する初動対応とその後の対策の遅れの一因とされている。

今後、福島原発事故に関する調査・検証作業や防災計画・指針等の見直し作業において、オフサイトセンターの立地場所や機能・設備等も含めた検討が行われることとなっているが、その際、福島原発事故の教訓を踏まえた対応を行う観点から、

ハード面については、地震・津波という複合災害及び高い放射線量を想定した施設等の改善等（放射線の遮蔽や、非常時の電源・通信手段及び食料等の確保）を図るとともに、

ソフト面については、災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、

シビアアクシデント^(注)に至り緊急時対応が広範囲・長期に及ぶ場合の一連の対応等を始めとした防災訓練・計画の抜本的な見直し、関係規程等のマニュアル類や緊急時対策支援システム(E R S S)の機能改善等の見直しを行うものとする。

(注)設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象で、過酷事故とも呼ばれる。

(2) オフサイトセンターの管理運営方法の見直し

オフサイトセンターの維持管理等に関しては、主要設備・システム等の日常管理、定期点検等を原子力事業者等 10 社へ業務委託しており、毎年、多額の経費が支出されているが、このような原子力事業者等への業務発注は、不透明感が否めない。

福島原発事故の重大性にも鑑みれば、シビアアクシデントに対応できるよう、防災計画・防災指針等の見直し作業におけるオフサイトセンターの在り方の検討と併せ、オフサイトセンターの管理運営方法についても検討を行い、抜本的な見直しを行うものとする。

なお、引き続き運営支援会社に対する業務委託を行う場合は、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすく開示するものとする。

3 調査・研究等業務

(1) 安全研究の重点化

JNESが行っている安全研究(6分野17テーマ61プロジェクト)に関しては、福島原発事故収束のロードマップ(中期的課題)や「科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定)等を踏まえるとともに、エネルギー・原子力政策の見直し等の方向性を見据えつつ、以下の見直しを行うものとする。

喫緊かつ最重要課題である福島原発事故の収束に向けた取組や同事故の教訓を踏まえた新たな規制課題への対応を行う安全研究分野にリソースを集中投入して行うものとする。

の財源を得る観点から、現在実施している61プロジェクトについて、緊急性

が認められない研究プロジェクトについては、研究期間内であっても中止又は一時停止等の措置を講ずるとともに、実施プロジェクトの研究内容・規模の見直しとプロジェクト間の整理・統合を図るものとする。

平成 19 年以前に研究を開始し、次期中期目標期間終了時(平成 28 年度)まで長期にわたり研究を実施することとしているプロジェクトが全体の 4 割以上となっている現状を踏まえ、速やかに第三者機関において継続実施すべきか否か、研究計画の絞り込みやプロジェクト間の統廃合が可能か否か等について検討を行い、研究プロジェクトの刷新を図るものとする。

研究開発段階炉に関する研究については、原子力政策及び研究開発ニーズを十分に踏まえたものとして再設計するとともに、長期の試験設定とならないよう留意するものとする。

現在実施されている安全研究テーマの抽出を行うための基礎・基盤研究については、廃止するものとする。

(2) 研究マネジメントシステムの構築と研究成果の活用・公表方法の見直し

安全研究分野として実施している研究等業務には、JNES 業務の中で最も多くの予算が投入されているが、研究プログラムの全体把握やプロジェクトごとの進捗管理・実績把握等が十分に行われておらず、研究プロジェクトの選定、研究成果の公表・活用に至る一連の研究マネジメントが不十分なまま業務が実施されてきたところである。

研究プログラムの全体把握やプロジェクトごとの進捗管理・実績把握等を適切に行った上で、社会情勢の変化等の状況を踏まえ、迅速に研究プログラムの改廃等を行うとともに、安全基準・指針等に的確に反映できるような公表を行えるよう、専門スタッフによる新たなマネジメントシステムを構築するものとする。

(3) 研究の委託先・手法の検討

多額の研究予算は、そのほとんどがデータ等取得のために外部委託(外注費)されており、長期にわたり原子力事業者等へ支出されている。

利害関係のある原子力事業者等への外注費支出は、国民目線から不透明感が否めないことから、安全研究に支障を来さないよう実施計画の見直しを行うとともに、

委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすく開示するものとする。

4 情報の収集・整理等業務

(1) 目標の明確化と達成状況の定量的な検証

情報の収集・整理等業務については、定量的な業務の達成水準が明らかにされていないが、適切な中期目標管理を行い国民への説明責任を果たすためにも、明瞭性・客観性を備えた業務として目標の明確化を図るものとする。

(2) 原子力ライブラリの見直し

原子力ライブラリについては、原子力施設の安全等に関する情報提供を行うための施設として設置しているが、実態としてJNES職員の利用者が全体の3分の2を占めており、外部の利用者は年間400人程度と利用実績が高いとは言い難い。また、情報提供の方法についても、利用者の利便性の向上及び積極的な公開を図る観点から、入館方式ではなく電子方式等の方法に改善すべきである。

このため、現行の入館方式による原子力ライブラリは廃止するものとする。

第2 人材構成の見直し

JNESの技術系職員の年齢分布は、平成15年のJNES設立以降、50歳以上が3分の2以上を占め高齢化が進行しており、今後数年間で100名以上の技術系職員が退職する年齢構造になっている。特殊性・専門性の高い原子力分野において、即戦力となる人材を確保する必要性はあるとしても、これまで、平成15年以降に採用された者のうち新卒採用者が1割にも満たず、なおかつ、中途採用者はその約6割が50歳以上であり、中長期的な視点での人材の確保が行われてきたとは言い難い。

このため、中長期的な視点に立って採用を行い人材の育成を図ることにより、業務の的確な執行とともに、検査等安全基盤に関する技術が円滑に継承されるよう、次期中期目標期間における集中した取組を展開する必要がある。

なお、利害関係のある原子力事業者等の出身者の中途採用は、国民からの信頼確保の観点から、極めて望ましくない。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

国土交通省

(案)

政 委 第 号
平成 23 年 12 月 日

国 土 交 通 大 臣
前 田 武 志 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人自動車事故対策機構及び独立行政法人住宅金融支援機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、この勧告の方向性は、現行の独立行政法人制度を前提としています。行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、勧告の方向性の趣旨をいかしつつ、当該見直しに対応していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人自動車事故対策機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性（案）

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「自動車事故対策機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 安全指導業務（適性診断事業及び指導講習事業）への民間参入の促進・拡大

安全指導業務（適性診断事業及び指導講習事業）については、基本方針において、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進めるとされていることから、次期中期目標において、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定することを明記するものとする。

2 安全マネジメント業務（運輸安全マネジメント評価等）の取組

安全マネジメント業務（運輸安全マネジメント評価等）については、民間事業者でも実施していることから、自動車事故対策機構が独立行政法人として行う必要性等を明らかにした上で、次期中期目標等において、国の政策目標における自動車事故対策機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など自動車事故対策機構が担う任務・役割を明記するものとする。

3 自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管

自動車アセスメント業務については、基本方針において「交通安全環境研究所への移管について、交通安全環境研究所の施設改修の要否を検討する」とされていることから、その検討状況を踏まえつつ、移管に向けた具体的な取組を行うものとする。

4 療護センターの知見・成果の普及促進等

療護センター運営業務については、公平な治療機会を確保する観点から、自動車事故被害者及びその家族に対する療護センターの周知を徹底するとともに、療護センターで得られた知見・成果の他の医療機関等への普及促進や在宅介護者等への支援を進めるものとする。これらの取組については、次期中期目標等において具体的に明記するとともに、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。また、療護センター及び療護施設機能一部委託病床への委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減を図るものとする。

5 生活資金貸付業務の見直し

生活資金貸付業務については、新規貸付の減少、リスク管理債権の増加がみられるほか、回収金等収入に対して多額の事業費用を要していることから、以下の取組を行うものとする。

貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握

貸付を必要とする者への制度の周知徹底

貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化

債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減

あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討するものとする。

第2 事務所等の見直し

全国50か所に置かれている主管支所及び支所については、自動車関係3法人(自動車検査独立行政法人、自動車事故対策機構及び独立行政法人交通安全環境研究所)の統廃合について議論があること、支所等間で配置人員と業務量に較差があること、

被害者援護業務を充実させる方向にあること、安全指導業務の民間移管を促進することとしていること、適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、支所の合理化を図るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

独立行政法人住宅金融支援機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性（案）

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 証券化支援業務

機構の主要業務である証券化支援業務については、繰越欠損金が発生している状況にあることから、引き続き、業務改善に努める必要がある。その際、証券化支援業務の対象となる住宅ローンの金利構成要素のうち、機構の経費相当額の金利部分については、業務に係る経費率が低下しているにもかかわらず、機構発足後変更が行われていないことから、証券化支援事業の経営状況を勘案しつつ、機構の自主的な取組として、優良な住宅ストックの形成に資するよう、機構の経費相当額の金利の引下げの検討を含め商品の見直し等を行うものとする。

2 住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務

基本方針において、住宅融資保険業務については、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等に限り、また、住宅資金貸付業務については、賃貸住宅融資について、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、まちづくり融資に

ついて、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、それぞれ民間による代替が可能となるまでの措置として行うことなどとされていることから、次期中期目標等において、その業務範囲を具体的に明らかにするとともに、民間の事業者による代替状況を踏まえ、機構の業務の見直しの検討を行うことを明記するものとする。

3 繰越欠損金の解消

既往債権管理勘定以外の勘定全体(保証協会承継業務経理を除く。)の繰越欠損金の解消については、第2期中期目標期間の最終年度までにその解消を目指すというこれまでの方針に従い処理を一層推進するものとする。このため、繰越欠損金の発生要因等を分析した上で、次期中期目標等において、具体的な処理方策及びスケジュール等を明記するものとする。また、既往債権管理勘定についてもその解消に向けて債権管理・回収を的確に行うものとする。

第2 内部組織等の見直し

1 内部組織の統廃合

住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち基本方針において廃止することとされた業務に係る組織・人員の合理化を進めるものとする。

支店については、機構の主要な業務が直接融資から証券化支援に変更され、支店の業務内容が変化していることから、全国を11ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進めるものとする。

2 内部統制の充実・強化

第1期中期目標期間中に収賄事件等が発生したことを受けて、機構においては、発生要因と対応策の検討のための第三者を主体とする「職員不祥事再発防止検討委員会」を設け、今後の内部統制の取組方法等について検討し、結果報告が行われたところである。また、会計検査院からバリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付け審査について指摘を受けているところでもある(平成22年度決算検査報告)。

したがって、次期中期目標等においては、職員不祥事再発防止検討委員会の結果報

告等を踏まえた内部統制システムについてP D C Aサイクル（Plan-Do-Check-Act cycle）を確立し、その具体的な取組を明記するものとする。

また、あわせて、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。